

サービス残業チェック

「賃金不払い」、「サービス残業」最近 新聞紙上でよくお目にかかる言葉です。つい最近は、億単位の金額をさかのぼって払ったというニュースもありました。

この「賃金不払い」、「サービス残業」の問題については、労働関係に係る個別紛争対策と並んで、行政（労働基準監督署）が平成15年度行政運営方針の最重点として取り組む対策の一つとしています。

－Q－

皆さんは、この問題について自信がありますか？

－Q－

会社を退職した元社員が、労働基準監督署を介して在職時の給与の支払いについて説明を求めてきても大丈夫ですか？

今回 簡単なチェックシート作ってみました、①～⑨まで回答してみてください。

お天気マークの

晴れ・☀️・OK 曇り・☁️・チェックが必要 雨・☔️・要注意
で結果を表すようにしており、大まかな目安になります。

貴方の会社の時間管理は、

1. 1ヵ月単位の変形労働時間 ☀️
2. 1年単位の変形労働時間 ☀️
3. その他の変形労働時間 ☀️
4. 変形労働時間は取っていない ☁️・☔️・☔️
5. 分からない ☁️

② 所定労働時間は、1週平均40時間（特例事業所は44時間）以内である

1. はい ☀️
2. いいえ ☔️
3. 分からない ☁️・☔️

③ 残業時間は、本人に申告してもらって計算している。

1. はい ☁️
2. いいえ ☀️

④ 会社があらかじめ一人当たりの月の残業時間を決めている。

1. はい ☁️・☔️
2. いいえ ☀️

⑤ 残業代は、定額制としている。

1. はい ☁️・☔️
2. いいえ ☀️

⑥ 1日や1ヵ月で○時間以上残業した場合に限り、残業代を支払う。

1. はい ☔️
2. いいえ ☀️

⑦ 振替休日に出勤させ、休ませなかったにも係わらず休日出勤の割増賃金を支払っていない。

1. はい ☔️
2. いいえ ☀️

⑧ 年棒制を採用しているので、割増賃金は支払わない。

1. はい ☁️・☔️
2. いいえ ☀️

⑨ 割増賃金の算定基礎に手当は入っていない。

1. はい ☔️
2. いいえ ☀️